

平成27年度介護報酬改定 (その3) 各論：施設系サービス

2015年2月10日 (火)

発信者：株式会社 佐々木総研
経営コンサルティング部
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

各サービスごとの変更点

- ▶ 各事業所ごとに変更の要点のまとめ
 - ▶ 記載している単位数の表は説明のための一例
- ▶ 各事業所ともに本体単位数は大幅に見直し
 - ▶ 医療機関、ケアマネージャー及び各事業所・担当者との連携体制を整備して在宅での生活を支援していく体制や取り組みを行うことにより加算の算定を行うことが必要となります。
- ▶ 居宅療養管理指導費については変更なし
- ▶ 項目別基本報酬及び算定要件は、厚労省の発表資料をご覧ください
 - ▶ 厚生労働省→社会保障審議会→介護給付費分科会
→第119回2月6日開催 「資料」に詳細内容が記載されています
 - ▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

地域区分	上乗せ割合	地 域	
▶ 5級地	10%	福岡県	福岡市
6級地	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
7級地	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市

短期入所系サービス

短期入所生活介護①

▶ 短期入所生活介護（例）

			平成27年4月	平成27年8月
単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）	従来型個室	要支援 1	461単位/日	
		要支援 2	572単位/日	
		要介護 1	620単位/日	
		要介護 2	687単位/日	
		要介護 3	755単位/日	
		要介護 4	822単位/日	
		要介護 5	887単位/日	
単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）	多床室	要支援 1	495単位/日	460単位/日
		要支援 2	615単位/日	573単位/日
		要介護 1	687単位/日	640単位/日
		要介護 2	754単位/日	797単位/日
		要介護 3	822単位/日	775単位/日
		要介護 4	889単位/日	842単位/日
		要介護 5	954単位/日	907単位/日
従来型短期入所生活介護費（Ⅰ）	従来型個室	要支援 1	433単位/日	
		要支援 2	538単位/日	
		要介護 1	579単位/日	
		要介護 2	646単位/日	
		要介護 3	714単位/日	
		要介護 4	781単位/日	
		要介護 5	846単位/日	
併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）	多床室	要支援 1	473単位/日	438単位/日
		要支援 2	581単位/日	539単位/日
		要介護 1	646単位/日	599単位/日
		要介護 2	713単位/日	666単位/日
		要介護 3	781単位/日	734単位/日
		要介護 4	848単位/日	801単位/日
		要介護 5	913単位/日	866単位/日

▶ 処遇改善加算（Ⅰ）5.9%、（Ⅱ）3.3%

短期入所系サービス

短期入所生活介護①

- ▶ 緊急短期入所にかかる加算の緩和、緊急短期入所体制確保加算（廃止）
 - ▶ 緊急短期入所受入加算 90単位/日
 - 認知症行動・心理症状緊急対応加算（200単位）との併算定不可
 - ▶ ケアマネが緊急やむを得ない状況で必要だと判断し、緊急に利用した場合加算
 - ▶ 利用限度：緊急受入から起算して7日（家族の疾病など特別な事情がある場合は14日）
 - ▶ 緊急時の基準緩和：一定の条件下で、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能
 - ▶ 個別機能訓練加算（新規） 56単位/日
 - ▶ 機能訓練指導員等が居宅を訪問し計画策定、在宅での生活を確認し生活機能維持・向上することに対し評価
 - ▶ 専従の機能訓練指導員配置 1名以上：セラピスト等
 - ▶ 医療連携強化加算（新規） 58単位/日 （重度者への対応の強化）
 - 中重度者受入加算との併算定不可
 - ▶ 看護職員の巡視、緊急時の医師連携体制を評価
 - ▶ 算定要件等：利用者要件（以下のいずれかの状態であること）
 - ▶ 喀痰吸引を実施している状態
 - ▶ 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - ▶ 中心静脈注射を実施している状態
 - ▶ 人工腎臓を実施している状態
 - ▶ 重篤な心機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ▶ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - ▶ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - ▶ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - ▶ 気管切開が行われている状態
 - ▶ 長期利用者に対する減算（新規） △30単位/日 （厚生労働大臣が定める利用者）
 - ▶ 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合所定単位数から減算
 - ▶ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応
 - ▶ 例）小規模多機能型居宅介護費（新規）

小規模多機能型居宅介護費	介護度	新単位数
短期利用居宅介護費	要介護 1	565単位/日
	要介護 2	632単位/日
	要介護 3	700単位/日
	要介護 4	767単位/日
	要介護 5	832単位/日

- ▶ 登録者が登録定員未満、ケアマネが緊急やむを得ない状況と判断、小規模多機能の登録者の利用に差支えないこと、基準以上の人員配置

短期入所系サービス

短期入所療養介護

▶ 短期入所療養介護：介護老人保健施設（例）

	要介護	新単位数
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護（Ⅰ） （iii）従来型老健・多床室	要介護1	823単位/日
	要介護2	871単位/日
	要介護3	932単位/日
	要介護4	983単位/日
	要介護5	1,036単位/日
イ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護（Ⅰ） （iii）従来型老健・ユニット型準個室	要介護1	829単位/日
	要介護2	874単位/日
	要介護3	936単位/日
	要介護4	989単位/日
	要介護5	1,040単位/日

- ▶ 処遇改善加算の加算率
 - ▶ 介護老人保健施設：加算（Ⅰ）2.7%、加算（Ⅱ）1.5%
 - ▶ 病院・診療所：加算（Ⅰ）2.0%、加算（Ⅱ）1.1%
- ▶ 日帰りショートに関しては単位数の変更なし
- ▶ リハビリテーション強化加算→基本サービス費に包括化
- ▶ 個別リハビリテーション実施加算 240単位/日
 - ▶ 医師・看護職員・セラピスト等が共同して利用者ごとに計画を作成、個別リハビリを実施した場合加算
- ▶ 基準該当短期入所を小規模多機能型居宅介護に併設している場合の基準を緩和
 - ▶ 浴室・トイレ共有可能に
- ▶ 療養病棟・診療所・老人性認知症疾患療養病棟及び特定施設における短期入所療養介護は病棟の細分化によりそれぞれ見直し

ケアマネジメント

▶ 居宅介護支援費

	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
要介護1, 2	1,042単位	521単位	313単位
要介護3, 4, 5	1,353単位	677単位	406単位

▶ 認知症加算・独居加算は本体に組み込む

▶ 特定事業所集中減算（△200単位）の基準

- ▶ 正当な理由なく特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算
- ▶ 対象サービスを全サービスに拡大：
 - ▶ 訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与・定期巡回随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・
 - ▶ 利用期間を定めて行うものに限るもの：特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護

▶ (新) 特定事業加算の基準：運営基準の厳格化

	要件	新単位数
特定事業所加算Ⅰ	①常勤専従の主任介護支援専門員2名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員3名以上配置 ③中重度の利用者の占める割合が40%以上 ④法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど	500単位
特定事業所加算Ⅱ	①常勤専従の主任介護支援専門員1名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員3名以上配置 ③法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど	400単位
特定事業所加算Ⅲ	①常勤専従の主任介護支援専門員1名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員2名以上配置 ③法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど	300単位

- ▶ その他の共通事項：担当者会議の開催・24時間連絡体制・計画的研修実施・人材育成への協力体制の整備・地域包括センターからの困難事例の受入は必須

▶ 介護予防支援費（1月につき） 430単位

▶ 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

- ▶ 介護支援専門員はサービス事業所から個別サービス計画の提出を認める

▶ 地域ケア会議における関係者間の情報共有

- ▶ 個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合は協力するように努めること

特定施設入居者生活介護 (地域密着型・介護予防含む)

▶ 要支援2の基本報酬の見直しと基本単位の見直し

		新単位数
特定施設入居者生活介護 (地域密着型・介護予防を含む)	要支援 1	179単位/日
	要支援 2	308単位/日
	要介護 1	533単位/日
	要介護 2	597単位/日
	要介護 3	666単位/日
	要介護 4	730単位/日
	要介護 5	798単位/日

▶ 処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）6.1%、加算（Ⅱ）3.4%

▶ サービス提供体制強化加算の創設（地域密着型・介護予防を含む）（新設）

	算定要件	新単位数
介護福祉士による強化（Ⅰ）イ	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上	18単位/日
介護福祉士による強化（Ⅰ）ロ	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上	12単位/日
常勤職員による強化（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤の占める割合が75/100	6単位/日
長期勤続職員による強化（Ⅲ）	直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続3年以上のもの占める割合が30/100以上	6単位/日

▶ 認知症専門ケア加算の創設（地域密着型・介護予防を含む）（新設）

	算定要件	新単位数
専門的な研修による強化（Ⅰ）	対象者が利用者の1/2以上 対象者20人に1名以上の職員配置 定期的な認知症ケアのための会議開催	3単位/日
指導にかかる専門的な研修による強化（Ⅱ）	（Ⅰ）にすべて適合している 認知症ケアの専門的研修修了者1名以上配置、ケア指導実施、 認知症ケアに関する研修計画を作成・実施	4単位/日

▶ 看取り介護加算の充実（地域密着型を含む） 144単位/日

▶ 死亡日以前4日以内30日以下

▶ 看取りに関する指針作成、利用者・家族に内容を説明・同意を得る

▶ 看取りに関する指針は定期的に見直し、看取りに関する職員研修を行っている

▶ 短期利用の要件緩和（地域密着型を含む）・・・入居者を80%以上確保

▶ 法定代理人受領の同意書の廃止（地域密着型・介護予防を含む）

介護保険施設等

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）

- ▶ 在宅・入所相互利用加算の緩和⇒同一個室、要介護3以上
- ▶ 看取り加算の見直し 144単位/日⇒死亡前4日以上30日以下
 - ▶ 死亡日の前日及び前々日・死亡日については現行と同様
 - ▶ 看取りに関する指針、説明と同意、医師をはじめとした関係職種と協議のうえ看取りに関する指針の見直しを行う
- ▶ 「特別養護老人ホーム」の職員にかかる専従要件緩和
 - ▶ 直接処遇職員が地域貢献するように⇒在宅へのつなぎを誘導
- ▶ 日常生活支援加算 36単位/日（従来型）、46単位/日（ユニット型）
 - ▶ 直近6か月又は直近12か月における新入所者数のうち
 - ▶ ①要介護4.5の割合が70%以上 ②日常生活に支障をきたす認知症の割合が65%以上
 - ▶ ③社会福祉士・介護福祉士を必要とする者の割合が15%以上
- ▶ 在宅・入所相互利用加算 40単位/日
 - ▶ 3か月を限度、当該施設を計画的に利用している。
- ▶ 障害者支援員ケア対象に『重度精神障害』追加
 - ▶ 障害者生活支援員の基準
 - ▶ 視覚障害：点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
 - ▶ 聴覚障害又は言語機能障害：手話通訳等を行うことができる者
 - ▶ 知的障害：知的障害者福祉法に掲げる者又はこれらに準ずる者
 - ▶ 精神障害：精神保健福祉又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に掲げる者
- ▶ 口腔衛生管理加算・体制加算
- ▶ ※1 多床室に居住費導入（補足給付）・・・平成27年8月から行う

	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	重体型個室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	320+B+α	320+B
負担限度額（利用者負担第3段階）	650	1,310	1,310	820	1,310	320+B	320+B
負担限度額（利用者負担第2段階）	390	820	490	420	490	320+B	320+B
負担限度額（利用者負担第1段階）	300	820	490	320	490	0	0

注1：Bについては、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日

注2：αについては、多床室の入所者に対して質量相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日（実施は平成27年8月から）

介護保険施設等 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）

▶ 基本報酬の見直し（例）

介護福祉施設サービス費		平成27年4月	平成27年8月
従来型個室	要介護 1	547単位/日	
	要介護 2	614単位/日	
	要介護 3	682単位/日	
	要介護 4	749単位/日	
	要介護 5	814単位/日	
多床室 （平成24年4月1日以前に整備されたもの）	要介護 1	594単位/日	547単位/日
	要介護 2	661単位/日	614単位/日
	要介護 3	729単位/日	682単位/日
	要介護 4	796単位/日	749単位/日
	要介護 5	861単位/日	814単位/日
ユニット型個室	要介護 1	625単位/日	
	要介護 2	691単位/日	
	要介護 3	762単位/日	
	要介護 4	828単位/日	
	要介護 5	894単位/日	

- ▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）5.9%、（Ⅱ）3.3%
- ▶ 経口維持加算（Ⅰ）400単位、（Ⅱ）100単位
 - ▶ 介護保健施設等入所者の口腔・栄養管理（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）評価見直し
 - ▶ 経口維持管理加算（Ⅰ）：摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネ・その他の職種が共同して、食事の観察・会議等を行い、経口維持計画を個別に作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合に算定
 - ▶ 経口維持管理加算（Ⅱ）は上記（Ⅰ）の食事の観察・会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合に（Ⅰ）に加えて加算（1月につき）
 - ▶ 栄養マネジメント加算を算定必須
- ▶ 療養食加算の見直し：療養食加算 18単位/日

介護保険施設等 介護老人保健施設

▶ 在宅復帰支援機能の更なる強化と基本報酬の見直し（例）

	要介護	新単位数
介護保健施設サービス費（Ⅰ）のうち 在宅強化型（多床室）と通常型（多床室）	要介護 1	812単位/日
	要介護 2	886単位/日
	要介護 3	948単位/日
	要介護 4	1,004単位/日
	要介護 5	1,059単位/日
介護保健施設サービス費（Ⅰ）のうち 通常型（多床室）	要介護 1	768単位/日
	要介護 2	816単位/日
	要介護 3	877単位/日
	要介護 4	928単位/日
	要介護 5	981単位/日

- ▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.7%。（Ⅱ）1.5%
- ▶ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 27単位/日
 - ▶ 算定要件は現行通り
- ▶ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450単位/回、（Ⅱ） 480単位/回
 - ▶ 入所中 1回を限度、退院後の生活支援のため多職種カンファ、施設・在宅の支援
- ▶ 看護・介護職員にかかる専従常勤要件の緩和
 - ▶ 看護・介護職の専従は併設介護サービスに従事する場合、施設は非常勤でも可能

方向性は、
在宅復帰機能の強化
介護職の医療行為の提供

介護保険施設等 介護療養型医療施設

ポイントは
医療ニーズへの対応

▶ 機能に応じた評価の見直しと基本報酬の見直し

介護療養施設 看護 6 : 1、介護 4 : 1		新単位数
療養機能強化型 A (多床室) 直近3か月間における患者割合 ①重篤な身体疾患・身体合併症有の認知症高齢者 5割以上 ②一定の医療処置が必要な患者 5割以上 ③ターミナルケアを受けている患者 1割以上 常勤換算での職員配置：看護職員 6 : 1、介護職員 4 : 1 (診療所は、看護職員 6 : 1、介護職員 6 : 1)	要介護 1	778単位/日
	要介護 2	886単位/日
	要介護 3	1,119単位/日
	要介護 4	1,218単位/日
	要介護 5	1,307単位/日
療養機能強化型 B (多床室) 直近3か月間における患者割合 ①重篤な身体疾患・身体合併症有の認知症高齢者 5割以上 (診療所は4割以上) ②一定の医療処置が必要な患者 3割以上 (診療所は2割以上) ③ターミナルケアを受けている患者 0.5割以上 常勤換算での職員配置：看護職員 6 : 1、介護職員 4 : 1 又は 5 : 1 (診療所は、看護職員 6 : 1、介護職員 6 : 1)	要介護 1	766単位/日
	要介護 2	873単位/日
	要介護 3	1,102単位/日
	要介護 4	1,199単位/日
	要介護 5	1,287単位/日
その他 (多床室) ※療養病床を有する病院 (看護6 : 1、介護4 : 1) ・ 診療所 (看護6 : 1) ※多床室における基準費用額の見直しについては、介護老人保 健施設「※1 多床室に居住費導入 (補足給付)」を参照	要介護 1	745単位/日
	要介護 2	848単位/日
	要介護 3	1,071単位/日
	要介護 4	1,166単位/日
	要介護 5	1,251単位/日

- ▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算 (I) 2.0%、(II) 1.1%
- ▶ 経口維持加算 (I) 400単位/月、(II) 100単位/月
 - ▶ 介護保健施設等入所者の口腔・栄養管理 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む) 評価見直し
 - ▶ 経口維持管理加算 (I)：摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネ・その他の職種が共同して、食事の観察・会議等を行い、経口維持計画を個別に作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合に算定
 - ▶ 経口維持管理加算 (II) は上記 (I) の食事の観察・会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合に (I) に加えて加算 (1月につき)
 - ▶ 栄養マネジメント加算を算定必須
- ▶ 経口移行加算 28単位/日
 - ▶ 栄養マネジメント加算を算定必須経管栄養から経口摂取への移行を充実
- ▶ 口腔衛生に関する体制名称変更・・・口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算
- ▶ 療養食加算 18単位/日

サービス別介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、
更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、
労働環境の改善の取組を評価

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%		
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%		

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件 (共通)

- ▶ ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定 (加算算定額以上の改善案)
- ▶ ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ▶ ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ▶ ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ▶ ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ▶ ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 共通項目に加え下記⑦⑧を実施

- ▶ ⑦ (1) 介護職員の職務規定がある (賃金規定を含む)、(2) 書面で職員に通知している、(3) 資質の向上の研修計画・実施等、(4) 研修計画等の職員への周知などを実施している
- ▶ ⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2)、⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2) 又は⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) : 共通項目のみ実施

サービス提供体制強化加算

▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) ロ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援 I】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援 II】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型 : 夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 500 単位/月

- ▶ (※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。